

豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、電動アシスト自転車の購入に対して電動アシスト自転車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。この補助金は、自動車利用から自転車利用への切り替えを促進することで、市民意識の向上及び温室効果ガスの排出抑制を図り、もって、地球温暖化対策の推進に寄与すること、並びに地域の活性化に資することを目的とする。

(補助金の交付対象車種)

第2条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するものであること。
- (2) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する型式の認定を受けていること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録があり、かつ、居住している者で、18歳以上の者。ただし、豊橋市高齢者運転免許自主返納電動アシスト自転車購入補助金交付要綱（令和元年11月1日施行）に基づく交付対象者は除く。
- (2) 豊橋市税を滞納していない者
- (3) とよはしエコファミリーに登録されている、又は登録手続をしている世帯に属する者
- (4) 市内の販売店で新品の電動アシスト自転車を購入した者
- (5) 当該電動アシスト自転車を自ら使用する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、電動アシスト自転車の購入費に1/4を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が8,000円を超える場合は、8,000円とする。

2 補助金の交付を受けることができる電動アシスト自転車は、1人1台とする。ただし、当該電動アシスト自転車の購入日、及び豊橋市高齢者運転免許自主返納電動アシスト自転車購入補助金交付要綱に基づく補助金を交付した電動アシスト自転車の購入日から起算して3年を経過した場合は、さらに別の1台について、補助金の交付を受けることができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電動アシスト自転車を購入した日の翌日から起算して2か月以内に、電動アシスト自転車購入補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長まで申請しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、当該期限を延長することができる。

(1) 販売証明書(様式第2)

(2) 申請者名及び住所の記載のあるメーカーの保証書の写し又は防犯登録証の写し

(3) とよはしエコファミリー宣言書

(交付の決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査及び確認をし、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかにその決定内容を電動アシスト自転車購入補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は前条の規定により交付決定をした後、電動アシスト自転車購入補助金請求書(様式第4)による申請者の請求に基づいて、補助金を交付するものとする。

(使用の期間)

第8条 申請者は、当該自転車を3年の期間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 申請者は、前条に定める使用の期間内において、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、前項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第8条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第12条 申請者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第16条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （平成22年3月31日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、平成22年4月1日以後に購入した電動アシスト自転車から適用する。

附 則 （平成23年3月31日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成24年3月28日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定

により作成されている様式第1及び様式第4は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成28年2月1日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以降の交付申請から適用する。
（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第4は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成29年3月29日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定による豊橋市電動アシスト自転車購入補助金の交付は、平成29年4月1日以降に同補助金に係る電動アシスト自転車の購入をする者から適用し、同日前に購入した者については、なお従前の例による。

附 則 （平成30年3月28日決裁）

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日決裁）

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年10月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1及び様式第4は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （令和2年12月23日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1、様式第2、様式第4、様式第5は、改正後の豊橋市電動アシスト自転車購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 （令和3年3月29日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。